

第4次岡谷市総合計画 策定基本方針

I 総合計画の策定に向けて

1. 計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会経済環境は、急速に進行する少子高齢化、高度情報化、国際化等、大きく変化し、行政ニーズも多様化・複雑化しています。また、地方分権の推進の名のもとに行われた三位一体の改革により、地方財政はますます厳しいものとなっています。

このような状況の中で、本市においては、岡谷市にふさわしい市民総参加による活力と特色のあるまちづくりを、これまで以上に推進していくことが求められています。そのため、これまでのまちづくりの成果と課題をもとに、厳しい時代だからこそ将来に夢を描き、中長期的なまちづくりの方向性を再構築し、今後の行政運営の指針となる第4次岡谷市総合計画を策定するものです。

2. 計画策定の根拠

地方自治法第2条第4項に、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と定められていることによるものです。

3. 計画の役割

第4次岡谷市総合計画は、社会経済環境の変化や本市を取り巻く状況を踏まえ、前例にとらわれることなく大胆な発想により、本市の中長期的な目標や市政の基本的な方向を定め、将来都市像を実現するための総合的な計画とします。

4. 策定にあたっての基本的考え方

(1) 市民との協働による計画策定

計画実施段階における市民総参加による取り組みを念頭に、市民の意見を十分に反映した総合計画をめざし、市民との協働による計画策定を進めます。

具体的には、市民アンケート調査、面談方式による各種団体等へのアンケートや意見交換会、市政懇談会、パブリックコメントなどの実施により、市民意見を的確に把握し、計画に反映させていきます。特に、「(仮称)総合計画策定市民フォーラム」を開催するなど、新しい手法を取り入れ、市民との意見交換を通じて、まちづくりの課題や目標などを共有しながら、計画づくりに取り組みます。

(2) 目標指標を設定したわかりやすい計画

各分野においてできる限り目標指標を設定し、本市がめざす方向性が誰にとってもわかりやすい計画となるようにします。

(3) 行政評価を活用した計画策定と進行管理

総合計画の策定にあたっては、行政評価システムを活用して課題を的確にとらえ、基本的施策の検討を行うとともに、計画の進行管理においても、行政評価の結果を次の事務事業の立案や予算配分等に反映させていきます。そのため、計画策定段階から行政評価と連動した計画とします。

Ⅱ 総合計画の基本的事項

1. 計画の名称

名称は「第4次岡谷市総合計画」とし、将来都市像をもとにサブ・タイトルを
つけます。

2. 計画の構成と期間

総合計画の構成は、これまで同様、基本構想・基本計画・実施計画の3層構成
とします。

(1) 基本構想

基本構想においては、長期的にめざすべき将来都市像と、その実現のための施
策の大綱を明らかにします。平成21年度を初年度とし平成30年度(2017)
を目標年次とする10ヵ年計画とします。

(2) 基本計画

基本計画では、基本構想を受けて、中期的にその実現を図るために必要な基本
的な施策を体系的に示すこととします。計画期間は、前期・後期に分け、それぞ
れ5ヵ年計画とします。

○前期基本計画 平成21～25年度 ○後期基本計画 平成26～30年度

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示した基本的な施策を計画的、効率的に実施するた
めの具体的な事業計画として作成します。計画期間は短期の3ヵ年とし、ローリン
グ方式により毎年見直しをしていきます。

3. 将来人口の考え方

将来人口については、平成17年度国勢調査を基礎としたコーホート法による推
計人口をもとに、人口定着や人口誘導に関する施策のほか、産業振興施策等による
人口増も考慮して、目標人口として設定します。